

大規模地震に関する緊急時の対応について

- 1 在校中、愛知県内に震度5強以上の地震が発生した場合、以下3つの条件がそろった場合に帰宅をさせます。

- A. 「伊勢・三河湾」に津波注意報・津波警報・大津波警報が出ていない。
B. 自宅にいる保護者または家族との連絡で、生徒の帰宅について承諾が得られた。
C. 通学方法が公共交通機関の場合、利用路線が運行している。

なお、通信手段の途絶などにより保護者または家族との連絡がつかない状況でも、地震発生から相等の時間が経過し、A及びBの条件がそろった場合に限り、生徒を帰宅させることもあります。

- 2 授業の再開については、学校から連絡をします。

(ただし、交通機関・通信手段の途絶などにより登校できない場合は、安全が確認できるまで登校しなくてよい。)

- 3 学校への連絡について

大規模地震発生後は必ず学校へ被災状況等を連絡してください。

その際は、以下のいずれかの方法をとってください。

- (1) 災害用伝言ダイヤルを利用する場合

生徒が安否や被害状況を学校へ連絡する方法

171 → 1 → ○○○○-○○-○○○○ → 録音

自宅の電話番号(市外局番から)

(例) 海翔高校1年1組○○○○です。自分も家族も無事ですが自宅は全壊し、現在○○小学校に避難しています。

- (2) きずなネットを使用する場合

学校からメールが配信された場合、指示にしたがって返信をする。

- 4 学校からの生徒向け連絡事項を確認する方法

- (1) 災害用伝言ダイヤルによる連絡

171 → 2 → 0567-52-3061 → 再生

海翔高校の電話番号

(例) 海翔高校です。学校は○月○日から再開する予定です。

- (2) ホームページへの掲載、「きずなネット」によるメール配信
(「きずなネット」への登録をお願いします。)

- 5 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発表された場合、その後の情報の発表に注意して通常どおり学校は授業を行う。

南海トラフ地震に関連する情報(臨時)とは

○南海トラフ沿いで異常な現象(※1)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合

○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合

※1: 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

○本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行わない